

察 研 修 報 告

総務常任委員会

平成23年11月24日から26日の日程により東京都武蔵野市、山梨県南アルプス市、茨城県東海村を行政視察してきました。

24日は、武蔵野市の『総合情報化基本計画』について視察を行いました。伊達市では光ケーブルが全市に網羅され、今後の情報通信技術の行政サービスへの活用という観点から視察を行いました。武蔵野市では平成17年よりこの計画に基づき、電子申請、電子入札の実施、証明書自動交付機の設置など、情報通信技術を活用した行政サービスに活用している取組について調査研究を行いました。

25日は、南アルプス市の『コミュニティバス実証実験』について、伊達市で実施しているデマンド交通との比較の観点から視察を行いました。事業の概要は公共交通空白地域を埋めるために、平成22年度から2路線で特定路線運行を中型バス、ジャンボタクシーに



茨城県東海村「JCO 事故賠償請求について」視察

より、市内の事業者に委託して運営しています。通学の利用が多く、長期休暇や日中の利用者の減少について問題を抱えています。26日は、東海村の『JCO事故に伴う賠償請求』について、放射性物質放出による被害を受けた行政として、損害賠償請求への関わり方、どのようなことに賠償を請求したか、算定方法などを中心に調査研究を行いました。今般の視察研修により、取り組むべき課題への手応えを得られたことから、研修の実を生かすことを委員一同確認し伊達市に帰ってきました。

生活産業常任委員会

広島県福山市と廿日市市での視察研修を報告いたします。

福山市は（人口47万人、面積518㎢）中国地方で4番目の都市規模となっています。福山市では『協働のまちづくり』について研修。市政施行100周年にあたる平成28年度までに100万本のばらの植栽を目途に「みんなのバラ100万本プロジェクト」として市民、事業者、行政が協働でのまちづくりを行っていき、現在64万本が確認されています。

2005年度に「協働のまちづくり指針」を策定、翌2006年を「協働のまちづくり元年」とし、情報の共有や人材づくり、参加活動しやすいシステムづくり、協働による事業評価・公開の4点を推進法則と定め、様々な取り組みを進めています。

廿日市市では『世界遺産・宮島を核とした市全域



広島県福山市「協働のまちづくり」視察研修

の観光施策」を研修しました。第5次総合計画の観光施策として「世界遺産を未来につなぎ、多彩な暮らしと文化を育む都市・はつかいち」を目指すべき都市像に据え、「宮島」を中心とした観光事業戦略を展開しています。「廿日市市まちづくり懇話会」を設置し、①観光客300万人②滞在時間5時間③宿泊客40万人④外国人観光客10万人。4つの具体的なアクションプランを設定して戦略的に取り組んだ結果、①と④は達成されましたが②と③の目標がまだ達成されていません。

常任委員会視

文教福祉常任委員会

文教福祉常任委員会は、10月24日から26日までの3日間の日程で研修をしました。

初日は、栃木県宇都宮市役所にて、『小中一貫教育と地域学校圏』と『土曜授業の取り組み』について、説明を受けました。小中一貫教育とは、身につけるべき「学力の保障」を目標に、「舞台授業」などの4・3・2制の独自のカリキュラムを組み、中学校への進学を境に増える不登校や学習についていけない生徒をなくす取り組みのことで、本市の教育に生かすべきものと感じ研修いたしました。

2日目は埼玉県さいたま市役所で、『介護予防ボランティアポイント制度』、65歳以上の高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行った場合に年間5000円まで交換可能なポイントをもらえる制度について、説明を受けました。

最終3日目は、群馬県高崎市役所にて『病児・病後児保育への取り組み』について、説明を受け、その後実際に病後児保育を行っている高崎市病後児保育室「ありんこ」(高崎総合医療センター2階)を視察いたしました。それぞれに定員が少ない、箇所数が少ないため地理的に利用が難しいなどの課題がありますが、病児保育については市民の要望に応じて平成23年度より設置されました。本市においても早期の実施が可能か、考慮しながら研修いたしました。



群馬県高崎市「病後児保育室」視察

建設水道常任委員会

10月18日から20日の日程で広島県竹原市と広島市の視察研修を行いました。

竹原市においては『町並み保存の取り組み』について市役所と現地で、市職員と現地ガイド会の丁寧な説明をいただきました。竹原の町並みの良さについては、住民がその価値を認識して保存への意識付けがなされました。特に、昭和51年から52年にかけて東京大学稲垣栄三教授の調査がきっかけとなり、昭和55年5月、国土省の伝統的文化都市環境保存地区に指定され、昭和56年から57年にかけて関係する条例や保存計画を決定し、質の高い伝統的な町並みが保存されています。

広島市では、『戦後の復興と都市計画』について担当市職員の説明を受けました。原爆投下後「75年間は草木も生えぬ」といわれた無残な姿から、市民は復興に立ち上がり、被爆3日目には

路面電車が走り、ライフラインの復旧、住宅の建設、学校を再開し、8か月後には水道が復旧したとのこと。しかし、残留放射能は特に配慮されなかったとの説明を受けました。国は当時広島を特別扱いしなかったが、その後、憲法第95条による特別立法「広島平和記念都市建設法」が成立、「広島平和記念都市建設計画」が策定されると本格的に復興が進んでいきました。

最後に平和記念資料館を見学し、世界の平和を祈る視察研修となりました。



広島県竹原市「町並み保存の取り組みについて」